



2021年11月11日

各位

会社名 株式会社アトラエ
代表者名 代表取締役 新居 佳英
(コード番号：6194 東証第一部)
問合わせ先 取締役CFO 鈴木 秀和
TEL. 03-6435-3210

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年12月17日開催予定の第18期定時株主総会（以下「本総会」）に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 定款変更の目的

2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の一部が施行され、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第11条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることや新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

また、その他所要の変更を行うものであります。

なお、定款第11条第2項の変更の効力は、本総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現行定款	変更案
<p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は<u>営業</u>年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) <条文省略></p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 11 条 当社の定時株主総会は<u>事業</u>年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条</u> <現行どおり></p> <p>(株主総会の招集に関する経過措置)</p> <p><u>第 2 条 第 11 条 (招集) 第 2 項の変更は、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本附則第 2 条は、当該効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2021年12月17日(金)

定款変更の効力発生予定日

第 11 条第 1 項 2021年12月17日(金)

第 11 条第 2 項 2021年12月17日(金)又は当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日のいずれか遅い日

以上